

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

### 告 示

|  |    |
|--|----|
| ○土地改良区の定款の変更の認可……………(農業施設管理課)          | 25 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除……………(治山課)            | 25 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………(治山課)     | 25 |
| ○森林法による通知に代える公示……………(治山課)              | 26 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………(維持管理防災課) | 26 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(維持管理防災課) | 26 |

### 総合振興局告示及び振興局告示

|                      |    |
|----------------------|----|
| ○特定調達契約に係る入札の公告…………… | 26 |
|----------------------|----|

### 道教育庁教育局告示

|                            |    |
|----------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)…………… | 28 |
|----------------------------|----|

## 告 示

### 北海道告示第290号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年4月10日

北海道知事 高橋 はるみ

|            |          |
|------------|----------|
| 認可年月日      | 土地改良区名   |
| 平成30. 3.30 | 共和土地改良区  |
| 同          | 余市川土地改良区 |
| 同          | 知内土地改良区  |

### 北海道告示第291号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年4月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字礼文華15の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字礼文華15の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第292号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年4月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 野付郡別海町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 野付郡別海町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第293号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を幕別町役場の掲示場に掲示した。

平成30年4月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成30年北海道告示第210号
- 2 所在が不明な者 平岡 俊彦

#### 北海道告示第294号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項、第9条第8項及び第9項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成30年4月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
室蘭母恋北町2-(1) (I-3-147-1787)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
室蘭市母恋北町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
室蘭母恋北町3-(1) (I-3-149-1789)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
室蘭市母恋北町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第295号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年4月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
室蘭母恋北町2-(1) (I-3-147-1787)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
室蘭市母恋北町2丁目、母恋北町3丁目、新富町1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
室蘭母恋北町3-(1) (I-3-149-1789)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
室蘭市母恋北町2丁目、母恋北町3丁目、新富町1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道渡島総合振興局告示第67号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年4月10日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
 パーソナルコンピュータの賃貸借 4台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成30年8月1日から平成35年7月31日まで  
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年4月10日（火）から同年5月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成30年5月22日（火）午後3時（送付による場合は、同月21日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- |             |                   |      |
|-------------|-------------------|------|
| (1)ア 名称及び数量 | パーソナルコンピュータの購入契約  | 1台   |
| イ 予定時期      | 平成30年5月頃          |      |
| (2)ア 名称及び数量 | パーソナルコンピュータの賃貸借契約 | 8台   |
| イ 予定時期      | 平成30年8月頃          |      |
| (3)ア 名称及び数量 | パーソナルコンピュータの購入契約  | 4台   |
| イ 予定時期      | 平成30年9月頃          |      |
| (4)ア 名称及び数量 | パーソナルコンピュータの賃貸借契約 | 170台 |
| イ 予定時期      | 平成30年9月頃          |      |
| (5)ア 名称及び数量 | パーソナルコンピュータの賃貸借契約 | 13台  |
| イ 予定時期      | 平成30年12月頃         |      |

(1)から(5)までについて、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9608

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 4 sets
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., May 22, 2018  
(If mailed, bids must arrive no later than May 21, 2018)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan  
Phone : 0138-47-9608

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年4月10日

北海道教育庁石狩教育局長 岩 渕 隆

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

- (1) 灯油（A地区） 66,600リットル
- (2) 灯油（B地区） 95,600リットル
- (3) 灯油（C地区） 78,900リットル
- (4) 灯油（D地区） 68,800リットル
- (5) 灯油（E地区） 96,100リットル
- (6) 灯油（F地区） 68,200リットル
- (7) 灯油（G地区） 88,400リットル
- (8) 灯油（H地区） 80,700リットル
- (9) 灯油（I地区） 57,500リットル
- (10) 灯油（J地区） 44,800リットル
- (11) 灯油（K地区） 32,200リットル
- (12) 灯油（L地区） 37,700リットル

2 落札を決定した日

平成30年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(5)から(7)まで

ア 氏名 茂田石油株式会社

イ 住所 旭川市住吉4条2丁目8番13号

- (2) 1の(2)及び(3)

ア 氏名 河辺石油株式会社

イ 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号

- (3) 1の(4)及び(10)

ア 氏名 株式会社常盤興産

イ 住所 北広島市大曲幸町2丁目3番地12

- (4) 1の(8)及び(9)

ア 氏名 三谷石油株式会社

イ 住所 岩見沢市美園4条1丁目2番4号

- (5) 1の(11)及び(12)

ア 氏名 日下石油倉庫株式会社

イ 住所 富良野市若葉町2番20号

4 落札金額

- (1) 68円00銭
- (2) 68円20銭
- (3) 68円20銭

- (4) 67円80銭
- (5) 67円00銭
- (6) 68円00銭
- (7) 68円00銭
- (8) 67円00銭
- (9) 66円00銭
- (10) 67円80銭
- (11) 67円50銭
- (12) 67円50銭

5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年1月26日付け北海道教育庁石狩教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

**北海道教育庁石狩教育局告示第39号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年4月10日

北海道教育庁石狩教育局長 岩 淵 隆

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
北海道札幌国際情報高等学校CALLシステムの賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日  
平成30年3月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 日立キャピタル株式会社
  - (2) 住所 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 4 落札金額  
411,696円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成30年1月26日付け北海道教育庁石狩教育局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

**正 誤**

○平成30年3月30日（号外第11号）

北海道規則第37号（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

3 右 13及び14

誤 障害児通所支援を継続的に提供する他の指定障害児支援事業者

正 障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等

○平成30年3月31日（号外第16号）

北海道規則第48号（北海道税条例施行規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ

8及び9

誤

納付場所

北海道指定（収納代理）金融機関・  
北海道収入取扱員・道内郵便局・  
北海道税の収納を取り扱うコン

正

納付場所

北海道指定（収納代理）金融機関・  
北海道収入取扱員・道内郵便局・  
北海道税の収納を取り扱うコン  
ビニエンスストア